

あわらし公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務 仕様書

1 業務名 あわらし公共施設等太陽光発電設備導入可能性調査業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年1月16日（金）まで

3 目的

あわらし市では、2050年までのカーボンニュートラルを目指し、脱炭素化の実現に向けた施策を推進してきた。2030年までに設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備を導入することを目指し、公共施設等における太陽光発電設備等の導入の可能性について調整することを目的とする。

4 調査対象

本市が保有する公共施設（当該施設に付随する公有地を含む（別紙施設リストを参考に調査対象施設を選定する。））

5 業務内容

本市の公共施設等への太陽光等設備の導入可能性について下記事項を調査し、その結果を業務報告書及び公表用資料に取りまとめるものとする。

（1）考慮すべき地域特性、環境特性等（建築物や周辺環境等の確認のための現地調査を含む）の調査・検討

太陽光発電設備について、下記の情報を中心に設置可能性の調査を行う。（事前調査）

- ①関係法令
- ②トラブルの未然防止に必要な事項
- ③近隣住宅や周辺環境への影響
- ④気象条件が及ぼす影響
- ⑤災害リスク
- ⑥航空写真等を用いた屋上等の空きスペースの確認
- ⑦日陰や反射光や騒音に対して考慮すべき施設の有無

（2）発電設備導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討

調査対象施設リストに示す17施設について、（1）の調査結果も踏まえて調査施設の精査を行い、導入優先度の高い施設を10施設抽出する。

- ①構造計算書等の確認
- ②屋根の形状や方位、面積等の把握
- ③屋上防水・省エネ回収予定等
- ④太陽光発電設備の配置

- ⑤その他建設基準法等の各種法令の確認
- ⑥需要電力量の整理（平日・土日祝日別、季節別）
- ⑦施設管理者の意向や日常的な施設利用の実態の確認
- ⑧建物以外の法令順守の確認、建築確認申請の必要性の有無、浸水区域等の確認

（３）発電量、日射量、導入可能量、設置方法等の調査・検討

（１）及び（２）での調査・検討結果を踏まえて精査した10施設を対象に太陽光発電の導入可能量を算定し、適切な規模を設定する。

優先度の高くない7施設についても、施設管理者へのヒアリング結果を基に導入可能量を概略検討する。

- ①設置場所及び設置方法等の検討
- ②現地調査実施施設における発電量、日射量、導入可能量の調査
- ③優先度の高くない7施設における発電量、日射量、導入可能量の調査

（４）（１）～（３）の調査・検討結果を踏まえた具体的な発電設備の導入計画の検討

精査した 10 施設を対象として導入計画について、費用対効果のよい手法を検討する。

その内、2施設程度を重点施設と位置付け、基本計画を作成するとともに、実施設計の際の基礎資料として取りまとめる。

また、太陽光発電導入による地域の経済・社会にもたらす影響の分析や事業採算性の妥当性について、調査・検討する。

- ①太陽光発電設備導入に当たっての優先順位の整理
- ②導入工程の整理
- ③太陽光発電設備導入による効果等の分析

6 再委託

- （１）受託者は本業務の一部（主たる部分を除く）について、再委託を行う場合は発注者と協議のうえ、再委託の承認をうけるものとする。
- （２）再委託の承認を得た場合は、再委託の相手側の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書類を提出するものとする。

7 成果品の提出

- （１）本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①業務報告書 2 部
- ②公表用資料 1 式
- ③その他の関連資料（根拠資料等） 1 部
- ④上記①から③及び関連する資料の電子データ一式を記録したCD-R

- （２）成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は市が保有するものとする。

- （３）成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」と

いう。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

8 実施体制

(1) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資料・消耗品等を予算の範囲内で調達すること。

(2) 委託者は、業務の遂行上必要な資料で委託者が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、委託者の了解なく公表・使用はできないものとする。また、委託者が所有していない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

(3) 受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後速やかに業務内容や工程、体制等を示した実施計画書を提出し、委託者の承認を受けるものとする。なお、実施計画書の書式は任意書式とする。

(4) 受託者は、委託者との打合せ協議について、業務着手時、中間時、納入時を基本とし、必要に応じて実施すること。また、打合せ後は、議事要旨を作成し提出すること。

(5) 受託者は、委託者から本事業に係る業務の実績や進捗状況の報告要請があった場合、委託者受託者双方の協議の上、委託者に報告しなければならない。

(6) 受託者は、委託業務終了後、委託業務報告書、本仕様書に定める成果品および委託業務完了届書を速やかに委託者へ提出しなければならない。

9 留意事項

本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い、本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。

また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。

10 その他

(1) 本業務は、「令和6年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用するため、本補助事業の主旨に沿った業務運営を行うこと。

(2) 本業務の実施に際しては、市の担当者との十分な協議のもとに進めること。

(3) 本仕様書に記載されていない内容については、本市の担当者との協議の上定める。

(4) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。

(5) あわら市情報公開条例及び個人情報保護条例を遵守すること。

(6) 受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。